

条例点検票

			作成年月日	令和6年6月28日
条例番号	平成19年静岡市条例 第20号	条例名	静岡市消費生活条例	
制定年月日	平成19年3月20日	最終改正年月日	平成26年2月21日	
所管課名	市民局生活安全安心課			
条例の概要	市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、消費者施策の推進の基本理念や市、事業者、消費者等の責務を明らかにするとともに、市の消費者施策に関する基本的な計画（消費生活基本計画）を策定することを規定している。また、消費者の自立支援や権利擁護に関する施策の具体的な内容を定めるほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する事項を調査審議するため、附属機関として静岡市消費生活審議会を置いている。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	本条例は、消費者の権利の尊重及び自立の支援その他の基本理念を定め、市や事業者の責務及び消費者の役割を明らかにするとともに、市長が実施する施策について必要な事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的としている。 消費生活相談件数は平成22年度以降、概ね4,000件台を横ばいで推移しており、引き続き消費生活相談や調査、消費者教育等の施策に市が主体的に取り組むため、本条例は必要である。	変更なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	本条例において、不当な取引行為等を列記するとともにそれらの行為に対する市の調査権限等を定めることで、特商法等の関係法令の適用ができない消費者被害が生じた場合も、市が実施する苦情処理（消費生活相談）において助言やあっせんが可能となっている。 また、条例に基づき本市消費者行政の基本施策を定めた「消費生活基本計画」を策定することにより、さまざまな消費者施策に計画的に取り組むことができ、条例改正によりさらに有効性を高めるような特段の事由は見当たらない。	変更なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト 事業者に対し、市の求めに応じて、苦情処理（消費生活相談）への協力や調査等に応じる努力義務を課しているが、市の求めへ対応することで訴訟等に至らずに消費者との間に生じた問題の早期解決につながるため、過大なコストではない。 b 内部コスト 現条例の規定により、事務処理の効率性が損なわれているような特段の状況ではない。	変更なし		

様式 1

エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	確認し得る限り、条例自体の適法性が争われた事例はない。 (判例点検票(様式2)参照)	変更なし	
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	本市の消費者施策に関する基本的な計画(消費生活基本計画)を策定する場合は、意見聴取手続や附属機関である「静岡市消費生活審議会」の意見を聴くことが義務付けられており、適切な協働が図られている。	変更なし	
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても消費者の権利の尊重及び自立の支援その他の基本理念を定め、消費生活の安定と向上を図るための条例が制定されている。 徳島県条例では題名や目的に「消費者市民社会の構築」を記載していたり、東京都条例では事業者への制裁を公表だけでなく過料の規定を設けるなど、本市との規定の違いも見受けられるが、これらの条例と同様の規定を設けるべき立法事実は見当たらない。 ※ 他の自治体での制定状況：47 都道府県、89 市町村[2022.4 消費者庁] (他都市条例比較点検票(様式3)参照)	変更なし	
キ その他			

見直し結果

改廃等の必要	理由	特記事項
現行どおり	社会経済環境の変化に伴い(例:ネット取引・キャッシュレスの急速な拡大)、消費生活相談の内容は複雑化・多様化してきているものの、現状、特定商取引法、消費者契約法等の関係法令や現行条例で対応できており、条例改正が必要な特段の理由がないため。	消費生活センターで相談に対応している消費生活相談員からは、消費者と事業者との間に入って話をする際、本条例に事業者の責務等が規定されていることが、あっせんを進めるのに効果的であるとの意見があった。 また、近年、消費者の行動が問題となっているカスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)と本条例との関係性を点検した。なお、東京都のカスハラ防止条例案では、カスハラは官民を問わず問題になっていて「消費者」や「消費生活」の分野では対象が限定的であること、カスハラは事業者の事業継続に影響を及ぼすものであり、カスハラ防止は事業者保護の色彩が強いこと等から、消費生活条例とは別に条例を整備することとし、産業労働局が所管でパプコメを実施している。 今後も、新たな消費者被害が発生した場合に即時対応できるよう、継続的な点検を行っていく。

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内としてください。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)があれば、添付してください。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容が整合するように作成してください。

判例点検票

裁判年月日	事案の概要	要旨	考察
	判例秘書INTERNETで「消費生活条例」、「消費者保護条例」、「消費生活の安定」等のキーワードに判例を検索したが、条例の適法性が争点となった例は見つからなかった。		

【作成要領】

1. インターネット上の総合判例データベース「判例秘書 I N T E R N E T」にログインする。
(ログイン I D 及びパスワードについては、政策法務課にお問い合わせください。)
2. フリーワード検索等により、本市の条例と関連する裁判例を検索する (既に把握している違法性が指摘された裁判例を含む。)
3. 該当した裁判例のうち、本市の条例の運用の見直しなどへの反映がされると思われる事例を抽出する。
4. 抽出した裁判例から「裁判年月日」、「事案の概要」及び「要旨」の区分で点検票に整理し、考察としてまとめる。

※考察すべき事例が多い場合は、適宜記載欄を増やしても構いません。

他都市条例比較点検票

点検項目	本市の規定	他都市の規定	考察
異なる規定	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、市民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市長が実施する施策について必要な事項を定め、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>消費者市民社会の構築</u>に関し、基本理念を定め、県の責務並びに消費者、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、<u>消費者市民社会の構築</u>に関する必要な事項を定めることにより、<u>消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進</u>し、現在及び将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会の形成を図り、及びその発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(徳島県消費者市民社会の構築に関する条例)</p>	<p>平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」が策定され、第2条第2号に「消費者市民社会」の定義が置かれた。</p> <p>徳島県条例はこの消費者市民社会の構築を目的に据えているが、本市条例の基本理念にはすでに消費者の権利の尊重のみならず、消費者施策の推進は環境の保全に配慮して行うことを義務付けており(第2条第4項)、持続可能な消費生活を目指すことが示されている。</p> <p>なお、第3次静岡市消費生活基本計画策定時に「消費者市民社</p>

様式 3

			会」の計画目標への記載の必要性について議論した際にも、附属機関の委員より、掲載は不要との意見を受けている。
本市にない規定		<p>(過料)</p> <p>第54条 第51条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>第55条 第51条第1項の規定の施行に必要な第46条の2第2項の規定による立入調査若しくは質問を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の過料に処する。</p> <p>(東京都消費生活条例)</p>	<p>東京都条例第51条第1項の規定による知事の命令とは、不当な契約の勧誘行為や契約締結の禁止に係る命令である。</p> <p>東京都の担当者を確認したところ、過料の適用事例は把握している限りないとのことであった。</p> <p>過料の金額も低額で罰則としての効果に疑問がある。</p>
その他		<p>政令指定都市で条例中に「消費者市民社会」の語句を盛り込んでいる例はなく、また、罰則の規定を盛り込んでいる例もなかった。</p>	

政策条例論点整理書

		作成年月日		令和6年7月19日		
条例番号	平成19年静岡市条例 第20号	条例名	静岡市消費生活条例			
制定年月日	平成19年3月20日	最終改正年月日	平成26年2月21日			
所管課名	市民局生活安全安心課					
政策法務主任者	長坂 尚武	内線	4374	担当者	塩澤 佑太	内線 4395
1 条例によって解決しようとする課題及び条例の目的は何か。	<p>課題：消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力等の格差があるため、市民の消費生活における利益の擁護及び増進を図っていく必要があること。</p> <p>目的：消費者の権利の尊重、自立支援等の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市長が実施する施策について必要な事項を定め、市民の消費生活の安定及び向上を図ること。</p>					
2 その課題の解決に条例はどのような効果があったか。(これまでの実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき、「静岡市消費生活審議会」の意見を聴いて本市消費者行政の基本施策を定める「消費生活基本計画」を策定することにより（第6条第2項、第32条）、さまざまな消費者施策に計画的に取り組むことができている。 ・消費生活相談の件数は、平成22年度以降、概ね4,000件台を横ばいで推移しており、多様化する消費者被害の身近な相談窓口としての役割を果たしている（第24条第1項）。 ・静岡市消費者苦情処理委員会によるあっせん、調停等（第25条第1項）や、条例に基づく立入調査（第30条）、公表（第31条）等の実績はないが、消費者関係の個別法令で想定していないような消費者被害が発生した場合にも、市条例に基づく対応が可能な体制を整えている。 					
3 現在の条例の課題とその対応策	<p>1 平成19年の条例制定後、インターネットを介した取引の普及・拡大に伴い、消費者被害は多様化している。また、消費者関係法では平成24年に消費者教育の推進に関する法律が制定される等の変化もあった。これらを受けて、本条例の目的、基本理念等を変更する必要があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の消費生活における利益擁護等は、本条例だけでなく、消費者契約法、特定商取引法等の関係法令によっても図られており、条例制定当時から、地方公共団体の条例は関係法令を補完する観点から全国的な整備が進められた背景がある。 					

様式 4

	<ul style="list-style-type: none"> ・そのため、条例の目的や基本理念は、消費者の利益及び増進に関する総合的な施策の推進を図る消費者基本法（昭和43年法律第78号）の記載を参考に幅広く設計されており、消費者被害の多様化により条例改正が必要な状況ではない。 ・また、平成24年に消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「法」という。）が制定されたが、本条例には制定時から消費者の自立支援のための啓発活動（第7条）、消費者教育の推進（第8条）に関する規定が置かれている。 ・そして、法では「消費者市民社会」を「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義し（法第2条第2項）、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めることも消費者教育に含むと位置付けている。 ・この「消費者市民社会」の理念についても、本条例の基本理念（第2条）において、条例制定時から消費者施策の推進は、「消費者の利益の擁護及び増進のみならず、「消費生活における国際化の進展」（第3項）や「環境の保全」（第4項）に配慮して行うことが規定されていることから、条例改正が必要な状況ではない。 <p>2 条例に違反した事業者に対する対応は公表にとどまっているが、消費者被害が減少していないことを踏まえ、罰則を設ける必要はないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、消費生活センターにおける消費者被害の相談では、もっぱら消費者安全法、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、食品表示法、製造物責任法等の国の関係法令の規定を活用し、助言、あっせん等を行っている。 ・そのため、本条例に基づいて調査、公表等を行った例はなく、罰則まで必要な状況にあるとは言えない。なお、他の政令指定都市でも罰則規定を設けている例はなく、都道府県では東京都が罰則規定（過料3万円・5万円）を設けていたが、適用例はないとのことだった。
備考	

(注) 行は必要に応じて適宜調整してください。ただし、最大で2ページ（両面1枚）以内としてください。